食品アクセス緊急対策事業(令和5年度補正予算:115百万円)

【事業内容】

〈I型〉*1*2

- 1. 地域の関係者が連携して組織する協議 会の設置
- 2. 関係者の調整役(コーディネーター)
- 3. 地域における食品アクセスの現状・課題



- ※1 2と3は1に付随して実施すること。
- ※2 事業終了後に、その後の地域の課題解決に向けた5か年実行 計画を作成すること。
- ※3 都道府県又は市町村が構成員として参画すること。

〈Ⅱ型〉※4

課題解決に向けた計画の策定・実行 (1)食品アクセス困難者への食料提供の充実



<食料提供を行う団体の新規設立・取組拡大>

- (2) 国民一人一人の食品アクセスの確保の 総合的な推進※5
 - ① 食品アクセスの質の向上







く農林漁業体験の 機会の提供>

く学校給食等を通じた 地元食材の提供>



消費者への訴求>

<郷土料理に親しむ 機会の提供>



く共食の機会の 提供>

② 食品アクセスを支える消費行動の促進に 向けた啓発・広報活動

<持続可能な生産・加工・流通システムの 広報·啓発>



- **※** 4 (2)は(1)に付随して実施すること。
- 事業実施年度において、食品アクセス困難者等への食料提供の充実に × 5 直接又は間接的に取り組んでいる団体又は取り組むことが確実に見込ま れる団体に限る。

【補助事業者】

型	補助事業者
I 型※6	都道府県、市町村 農業協同組合、農業協同組合連合会 消費生活協同組合、消費者生活協同 組合連合会 社会福祉協議会
Ⅱ型	都道府県※7

【事業期間等】

型	事業期間	補助率
I 型	最大3年間	定額 (上限:1,000万円/年、1,500万円/ 地域) * 2年目は3/4、3年目は1/2
Ⅱ型	単年度	1/2 * 8

※8 ただし、(2)の補助額は(1)の補助額の概ね7割を超えないものであること。

- I 型の補助事業者の欄に掲げる事業者は地域協議会に関す る事務を担う団体として国から補助を受けることができる主体で あり、これら以外に上の図に例示している団体等も地域協議会 の構成員として参画することが認められます。
- ※7 Ⅱ型の補助事業者は都道府県ですが、実際に事業を行う者は 市町村や民間団体等を想定しています。なお、都道府県自らが 事業を行うことも可能です。

【留意点】

Ⅱ型(2)の食材費(教材費)に関する 補助金の上限額は、以下のとおりです。

事業項目	事業費の上限額	1 人当たりの上限額	
サ会の担の担供事	300万円	1,000円	
共食の場の提供費 	(補助上限額150万円)		
スの他の項目	150万円	1 000⊞	
その他の項目	(補助上限額75万円)	1,000円	

【お問い合せ先】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 電話 03-3502-5723(直通)

令和5年度食品アクセス緊急対策事業

検索



【補助対象経費】

I 型

1. 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置

: 買い物難民や経済的理由により十分な食料が提供されない方々の食品アクセスの現状・課題に対し、その解決を図っていくに当たって、生産者、食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携して話し合いを行う協議会の開催・事務局による活動を支援。

【事業例】

- ○経済的困難者への食支援が不十分な自治体において、市町村や社会福祉協議会が中心と なって、食品事業者とフードバンクやこども食堂等との連携について話し合う協議会を設置する 場合
- ○買い物困難者が多い地域において、物流事業者や小売業者等が課題や解決策について話し 合う協議会を設置する場合 等

・地域協議会の活動経費

賃金(事務局員)、消耗品費、印刷製本費、通 信運搬費、雑役務費

•会議開催経費

委員謝金、委員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、雑役務費

2. 関係者の調整役(コーディネーター)の配置

: 地域協議会を設立・運営するにあたって、地域の食品アクセス関係者間等の調整を行うコー ディネーターを配置する取組を支援。

【事業例】

- ○協議会の構成員の幅広い参画や地域内の円滑な体制構築のためにコーディネーターを配置する場合
- ○具体的な施策を実行するにあたって関係省庁や関係自治体と調整するためにコーディネーター を配置する場合 等

・コーディネーターの活動経費

コーディネーター謝金、消耗品費、通信運搬費

3. 地域における食品アクセスの現状・課題の調査

: 食品アクセスの確保に向けて、地域の食品アクセス困難者の実情や、食品事業者等の食品 ロスの活用状況等を調査し、地域における課題を抽出する取組を支援。

【事業例】

- ○地域における買い物困難者等の分布やその原因を調査する場合
- ○地域の食品事業者等における食品ロスの活用状況を調査する場合
- ○地域内の食品事業者とフードバンク・こども食堂等のマッチングの現状・ニーズを調査する場合 等

・食品アクセスに関する調査経費

調查員謝金、調查員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費

4. 課題解決に向けた計画の策定・実行

(1)食品アクセス困難者への食料提供の充実

:地域の食品アクセスを改善するため、フードバンクやこども食堂といった食品提供団体の新設、 又は既存団体の取組拡大(食品の取扱品目の拡大や実施回数の拡充など)等の取組を 支援。

【事業例】

- ○都道府県及び市町村に事業内容に係る方向性を含む実行計画と同等の計画がない場合に 都道府県又は市町村が実行計画を策定するための検討会を開催する場合
- ○既存のフードバンクにおいて、食材提供の頻度を増やすために配送ルートの調査・検討をする場合
- ○こども食堂を設立するにあたって、生鮮食品を提供するために必要な冷蔵庫・倉庫を導入する 場合 等

・実行計画の策定に係る経費

検討会開催費(講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、雑役務費)

・食料提供を行う団体の新規設立及び 取組拡大に係る経費(都道府県が自ら 食料提供を行う取組の拡大に係る経費 を含む。) 求人費(賃金(募集に係る非常勤職員に限る。))、研修開催費(講師謝金、旅費)、申請書等作成費(有識者謝金、旅費)、事務局設備費(パソコン(リース)、電話(リース))、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、冷凍・冷蔵保管設備費(リース)、システム導入・開発費、取組に係る調査費(調査員謝金、調査員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費)、消耗品費、普及宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費

普及宣伝費、雑役務費、食材費(調理体験の教

(2)国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進

① 食品アクセスの質の向上

ア 産地や産品の特性等の消費者への訴求

: 「産地や生産者を意識した農林水産物・食品の選択」の前提となる理解醸成を図るため、産地側による産品の広報活動を支援。

【事業例】

- ○産地が消費地で特産物の広報や展示・試食を行う場合
- ○地場産品のPR用動画を作成する場合
- ○地場産品をPRするために事業者が消費者に対して交流会等を開催する場合 等

•検討委員会開催経費	委員謝金、委員旅費、賃金 (運営補助を伴う臨時 非常勤職員に限る。)、消耗品費、通信運搬費、 会場借料、印刷製本費、雑役務費
・コンテンツ等作成費	企画・デザイン費、撮影スタッフ日当・旅費、編集費、 HP作成費、消耗品費、普及宣伝費、通信運搬費、 雑役務費
•交流会等開催経費	講演者謝金、講演者旅費、賃金(運営補助を伴う 臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、保険料、会場借料、会場設営費、

材、展示及び試食用)

イ 農林漁業体験機会の提供

: 更なる消費行動の変容の加速化に向けて、食や農林漁業の体験を促進するための検討会の開催、保全活動等を含めた実際の体験機会の提供を支援。

【事業例】

- ○食や農林水産業への理解を深める農林漁業体験やそのコンテンツの作成のための検討会を 開催する場合
- ○植え付けや収穫などの農業体験とその収穫物を使った調理体験の機会を提供する場合 等

・検討委員会開催経費 委員謝金、委員旅費、賃金(運営補助を伴う臨時 非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、会場借料、雑役務費

・ 農林漁業体験の機会提供費

指導員謝金、指導員旅費、賃金(運営補助を伴う 臨時非常勤職員に限る。)、体験ほ場借地料、体 験ほ場管理に係る物財費、苗代、大型農機具レン タル費、作業用消耗器具、衛生施設整備、貸切バ ス借料、消耗品費、印刷製本費、啓発資材作成・ レンタル費、普及宣伝費、通信運搬費、保険料、雑 役務費、食材費(農林漁業体験の一環として行う 加工・調理体験及び試食用)

・農林漁業体験の機会提供の推進のためのコーディネートの実施

a マッチング交流会開催経費

講師謝金、講師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時 非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、会場借料、会場設営費、貸切バス借 料、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、雑役 務費、食材費(展示及び試食用)

b 現地活動·検討会開催経費

賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。) 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、 雑役務費、食材費(展示及び試食用)

ウ 学校給食等を通じた地元食材の提供

: 幼少期から食料・農業・農村に対する正しい知識の定着を図るため、学校給食における地場 産物を使用した献立の開発等を支援。

【事業例】

- ○学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング調査や生産者との交流イベントを 開催する場合
- ○学校等において、地場産物を使用した献立の開発や試食会を開催する場合
- ○学校等において、地場産物等に関する食育授業を実施する場合 等

・生産者とのマッチング調査・調整費 調査員手当、調査員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費

・マッチング交流会開催経費

講師謝金、講師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時 非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、会場借料、会場設営費、機器レンタ ル費、貸切バス借料、啓発資材作成・レンタル費、 普及宣伝費、保険料、雑役務費、食材費(展示・ 試食用)

	ĺ	Ī	ľ
	,	ī	
E	_	è	

·献立開発費·試食会	<u>~</u>
費	

調理師謝金、調理師旅費、講師謝金、講師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、保険料、通信運搬費、会場借料、会場設営費、機器レンタル費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、雑役務費、食材費(給食を除く(給食に付け加えた試食は可。))

•食育授業費

講師謝金、講師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、機器レンタル費、資料作成費、啓発資材作成・レンタル費、雑役務費、食材費(給食を除く(給食に付け加えた試食は可。))

エ 郷土料理に親しむ機会の提供

:郷土料理や行事食等の地域の食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂等の子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援。

【事業例】

- ○地域食文化の継承に向けた親子料理講習会等を開催する場合
- ○地域の食材を活用した日本型食生活をテーマとする講習会や講義を開催する場合
- 〇地域の伝統食の調理方法(食材、レシピ等)をまとめたパンフレットを作成する場合等

講師謝金、講師旅費、調理師謝金、調理師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、会場借料、会場設営費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、通信運搬費、保険料、雑役務費、食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)

オ 共食の機会の提供

: 共食の実践に向けて、地域における共食のニーズの把握や、共食の場において食材を提供する地域の農林水産業者等とのマッチング等を含めた共食の機会の提供を支援。

【事業例】

- ○こども食堂などの共食の機会を提供する場合
- ○食材の提供に向けた生産者や食品事業者等とのマッチング調査や、マッチング交流会を開催する場合 等

8-20 H	
・ニーズ調査費	調査票印刷費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、 消耗品費、通信運搬費、雑役務費
・生産者・食品関連事 業者とのマッチング調 査・調整費	調查員謝金、調查員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、維役務費
・マッチング交流会開催経費	講師謝金、講師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、募集資料作成費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、会場設営費、貸切バス借料、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、保険料、雑役務費、食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)
・共食の場の提供費	講師謝金、講師旅費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、通信運搬費、会場借料、会場設営費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、保険料、雑役務費、食材費(調

理体験の教材、展示及び試食用)

II 型

② 食品アクセスを支える消費行動の促進に向けた啓発・広報活動

: 食品廃棄の抑制など、持続可能な生産・加工・流通システムに対する消費者の積極的な評価・選択が食品アクセスを支えていることについて啓発・広報活動を支援。

【事業例】

- ○食品事業者が、廃棄されてしまう食材の活用の取組やリユースパック活用の取組など、持続可能性に配慮した取組に係る検討会を開催する場合
- ○持続可能性に配慮した取組のPRに係る動画を作成・広告する場合
- ○消費者の理解醸成のために事業者の積極的な取組について発信するイベントを開催する場合 等

•検討委員会開催経 費	委員謝金、委員旅費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、雑役務 費
・コンテンツ等作成費	企画・デザイン費、撮影スタッフ日当・旅費、編集費、HP作成費、消耗品費、通信運搬費、普及宣伝費、雑役務費
•交流会等開催経費	講演者謝金、講演者旅費、資料作成費、賃金(運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。)、消耗品費、通信運搬費、会場借料、会場設営費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、保険料、雑役務費、食材費(調理体験の教材、展示及び試食用)

【よくある質問】

Q1 この事業は、どのような目的で事業をするのですか。

A 1

近年、経済情勢や高齢化に伴い、買い物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者(以下「食品アクセス困難者」という。)が増えているなど、平時からの食料安全保障が脅かされている中、本事業は、多様な食料の提供等を通じて、国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、地域における現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行等を行う先行的な取組を推進するものです。

Q2 I型とⅡ型について、どこに申請したらいいですか。

A 2

I型の申請につきましては、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課に申請していただきます。 I型の申請の公募を開始した際には、農林水産省ホームページ(食品アクセス緊急対策事業URL)にて公表されます。

Ⅱ型の申請につきましては、都道府県担当部署(食品アクセス緊急対策事業URL)にお問い合わせください。

Q3 I型とⅡ型の成果目標について、具体的に何を記載するのでしょうか。

A 3

I型、Ⅱ型の成果目標につきましては、地域における円滑な食品アクセスの確保に寄与する成果目標をご記入ください。例えば、「地域における食品アクセスの確保に寄与するために地域協議会を設立し、地域における課題を抽出する。」や、「県内において、食品アクセス困難者が多い地域3か所にフードバンクを新設することで、円滑な食品アクセスの確保に寄与する。」などです。

Q4 I型1の地域協議会について何か条件はありますか。

A 4

地域協議会のメンバーとしては、市町村、生産者、食品事業者、物流会社、フードバンクなどの地域の食品アクセスの関係者を広く構成員として想定していますが、計画の実効性の確保の観点から都道府県又は市町村が構成員として参画することを条件としています。

Q5 I型2のコーディネーターとはどのような人物が想定されますか。

A 5

地域の食品アクセス関係者の間をつなぎ、食品アクセスの改善に向けて調整ができる 人物を想定しています。したがって、特定の専門家に限定するものではなく、例えば、 自治体の職員であり、食品ロス対策の部署と生活支援対策の部署の両方を経験しており、 地域の実情を把握している人なども考えられます。 Q6 I型の事業終了後に提出するのは実績報告書と事業実施結果に係る報告書のみで すか。

A 6

I型の事業終了後は実績報告書と事業実施結果に係る報告書の提出だけではなく、翌年の3月31日(3の調査も併せて実施する場合は、その調査が完了した年度の翌年度の3月31日)までに、地域協議会における食品アクセスの確保に向けた5か年実行計画を作成し、提出してください。また、その5か年実行計画は以下を満たす必要があります。

- ① 食料の供給元(生産者、食品関連事業者等)から食品アクセス困難者までのフードサプライチェーンの構築に配慮した内容であること。
- ② 多様な食料による栄養バランスの重要性に留意していること。
- Q7 Ⅱ型について、都道府県や市町村において、5か年の食品アクセスの確保に向けた実行計画に相当する中長期の計画とは、どのようなものを提出したらいいでしょうか。

A 7

5か年の食品アクセスの確保に向けた実行計画に相当する中長期の計画につきましては、申請する事業内容を基礎づける方向性が記載されている計画をご提出ください。例えば、こども家庭の貧困対策を目標に掲げている計画(子どもの貧困対策計画等)や、食育の推進が定められている計画(食育推進計画等)があげられます。なお、事業内容を基礎づける方向性が複数の計画にわたって記載されていても構いません。その場合は、該当する全ての計画を提出してください。

Q8 Ⅱ型4(1)の都道府県計画の事業内容に関する条件はありますか。

A 8

II 型 4 (1) の都道府県計画の事業内容につきましては、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 食料の供給元(生産者、食品関連事業者等)から食品アクセス困難者までのフードサプライチェーンの構築に配慮した内容であること。
- ② 多様な食料による栄養バランスの重要性に留意していること。
- Q9 II型4 (2) の事業の申請に当たり、申請団体の条件はありますか。

A 9

Ⅱ型4(2)の事業の申請団体の条件として、事業実施年度において、食品アクセス困難者等への食料提供の充実に直接又は間接的に取り組んでいる団体(例:食料提供団体や食料提供団体を運営している団体、食料提供団体へ食品を寄付している団体等)又は取り組むことが確実に見込まれる団体に限ります。

Q10 II型4(2)は(1)に付随して実施すると記載されていますが、4(2)を 都道府県に申請する場合、4(1)の取組も併せて実施する必要がありますか。

A 1 0

補助対象者である都道府県が国に申請する際には、II型4(2)の取組を単体で申請することはできず、4(1)の取組の付随的な取組として申請することになりますが、都道府県の申請に含まれる個々の事業主体の取組は4(2)のみでも構いません。

Q11 申請した II 型 4 (2) の補助事業費は、申請額から調整される場合がありますか。

A 1 1

Ⅱ型 (2) の補助事業費は、補助事業ごとに、(2) の補助額が、Ⅱ型 (1) の補助額の概ね 7割を超えないものとしています。

このため、事業実施主体である都道府県が取りまとめるⅡ型(1)の補助額によっては、都道府県が調整をする場合があることをご了承ください。